

西浦東小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立西浦東小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす事象である。そして、加害・被害の2者関係にとどまることなく、在校児童すべての人権に関わる重大な問題である。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。したがって、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものである。

そこで、まず全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず児童の心に寄り添って相談に応じることが大切である。その一貫した全教職員の姿勢と取り組みが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになり、いじめを許さない学校の土壌をつくるものと考える。

そのためには、学校として全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が全て、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち指導を徹底することが重要である。また、私たち教職員は、全ての教職員にするどい人権感覚と『ともに学び、ともに育つ』スキルが求められているということ認識すべきである。

さらに、いじめは学校だけで解決できる課題ではないということも認識する必要がある。児童はそれぞれの家庭や地域で生まれ育ってきている。学校・保護者・地域の3者が協働して、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない社会をつくる意識を育成しなければならないと考える。

西浦東小学校は、学校運営方針の一つに、「地域住民や保護者と協働し、『開かれた学校』『安全、安心な学校』づくりに取り組む」と掲げている。人を思いやり、互いに助け合う温かな人間関係を築き、決して「いじめ」や「差別」を許さない集団づくりに努め、児童の安全が確実に確保され、安心して通い、学び合える学校づくりに邁進するために、ここに西浦東小学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名〔 生活指導特別委員会 〕

②構成員

校長・教頭・生活指導部長・人権教育部長・支援コーディネーター
養護教諭・当該児童担任
(羽曳野市こども家庭支援課相談員・羽曳野市立峰塚中学校SC など)

③役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

西浦東小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	4年
4月	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動
5月	校外学習(集団づくり) なかよし学級訪問 たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動 グランドゴルフ交流(高齢者)
6月	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体アンケート	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体アンケート	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体アンケート	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体アンケート
7月	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果手紙配布	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果手紙配布	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果手紙配布	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果手紙配布
9月	運動会	運動会	運動会	運動会
10月	校外学習(集団づくり) たてわり活動 幼稚園との交流	校外学習(集団づくり) たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動
11月	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート
12月	たてわり活動 こころと体アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体アンケート結果配布
1月	たてわり活動	たてわり活動	たてわり活動	たてわり活動
2月	たてわり活動 教育相談(学年懇談)	たてわり活動 教育相談(学年懇談)	たてわり活動 教育相談(学年懇談)	たてわり活動 社会見学(集団づくり)
3月	たてわり活動 こころと体のアンケート アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体のアンケート アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体のアンケート アンケート結果配布	教育相談(学年懇談) こころと体のアンケート アンケート結果配布

	5年	6年	学校全体
4月	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動	家庭訪問 (家庭での様子の把握) たてわり活動	生活指導部会①(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)
5月	校外学習(集団づくり) たてわり活動	校外学習(集団づくり) たてわり活動	生徒指導部会②「学校いじめ防止基本方針」の更新、周知
6月	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体のアンケート	「縦割りイベント」(縦割り班活動) こころと体のアンケート	生活指導部会③(問題行動を共有、対策案検討) こころと体のアンケート
7月	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果配布 林間学舎(集団づくり)	教育相談(個人懇談) たてわり活動 アンケート結果配布 プール交流(幼稚園)	こころと体のアンケート結果配布 道徳週間① 情報モラル週間 生活指導部会④(問題行動を共有、対策案検討) 教職員人権研修(外部講師招聘)
9月	運動会	運動会	生活指導部会⑤(問題行動を共有、対策案検討)
10月	社会見学(集団づくり) たてわり活動	修学旅行(集団づくり) たてわり活動	生活指導部会⑥(問題行動を共有、対策案検討) 道徳週間②
11月	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート	教育相談(個人懇談) たてわり活動 こころと体のアンケート	生活指導部会⑦(問題行動を共有、対策案検討) こころと体のアンケート
12月	たてわり活動 こころと体のアンケート結果配布	たてわり活動 こころと体のアンケート結果配布	生活指導部会⑧(問題行動を共有、対策案検討) こころと体のアンケート結果配布
1月	たてわり活動 こころと体のアンケート	たてわり活動 こころと体のアンケート	生活指導部会⑨(問題行動を共有、対策案検討) 道徳週間③
2月	たてわり活動 教育相談(学年懇談)	たてわり活動 教育相談(学年懇談)	生活指導部会⑩(問題行動を共有、対策案検討) こころと体のアンケート
3月	たてわり活動 こころと体のアンケート アンケート結果配布	たてわり活動 こころと体のアンケート アンケート結果配布	生活指導部会⑪(問題行動を共有、対策案検討) (年度末反省)

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

支援を要する児童の現状報告を毎月1回行い、全教職員で情報共有をする。それを受けて、生活指導特別委員会は、毎月1回、または随時検討会議を開催し、具体的な取組みや対応が計画どおりに進んでいるか、進捗状況について意見交換を行い、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6. 教職員の資質向上のための研修計画等

- ① 人権感覚育成のために、毎年1回外部講師を招聘して教職員研修を行なう。
- ② 児童アンケートを学期に1回実施し、結果を効果的に活用し、対応策・改善策を生
活指導特別委員会で検討競技する。
- ③ 学校教育自己診断結果を効果的に活用し、全教職員で共通認識を図る

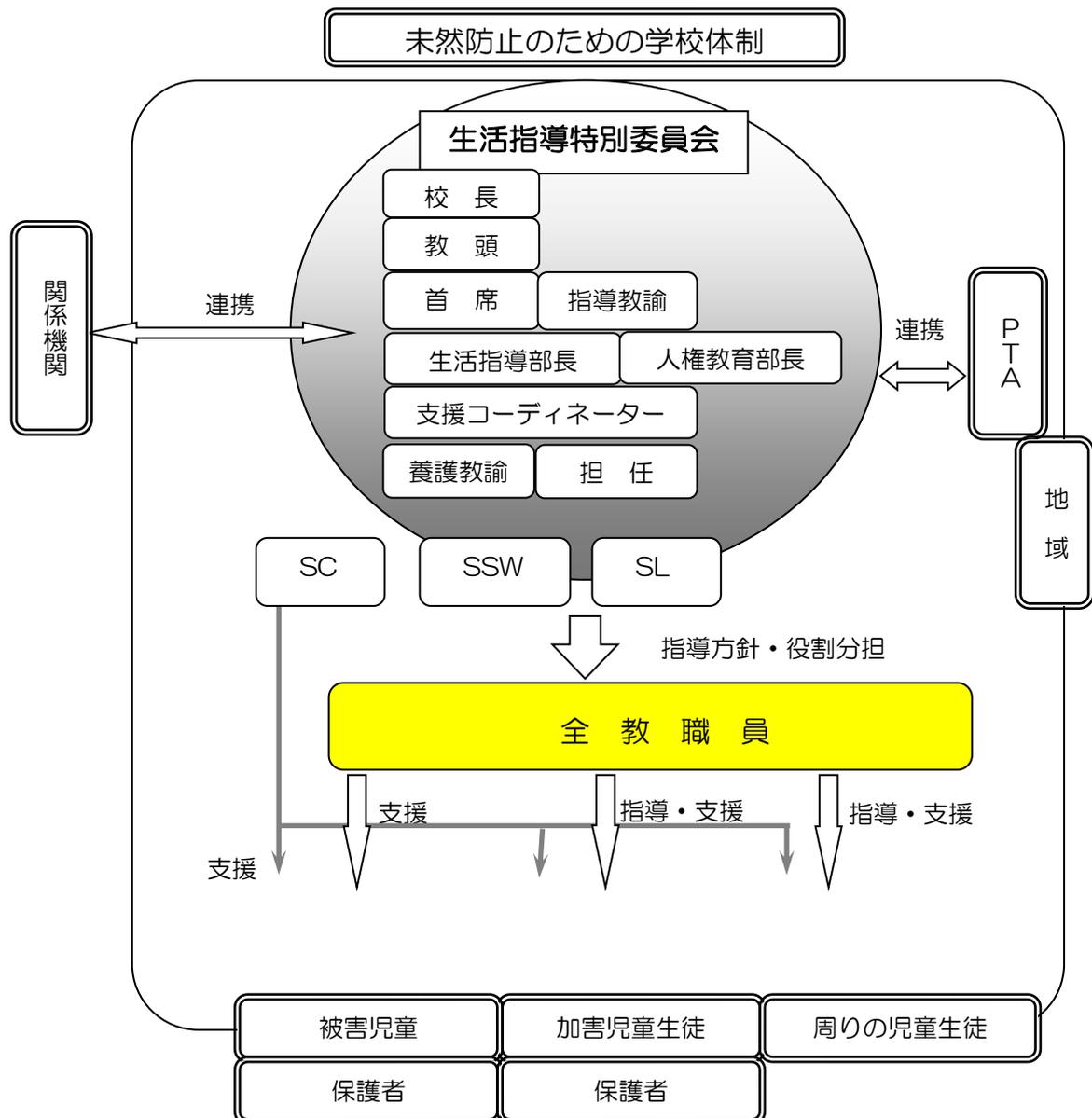
第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校は、一人ひとりの児童にとって安心して学べる場であり、安全な居場所でなければならない。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、全教職員が共通理解した上で総合的に推進していく必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを計画的に積み上げて行くことが重要である。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

【指導体制・教育相談体制】



2. いじめ防止のための取組み

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童に対しても、校長をはじめ教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「人としていじめは絶対に許されない」との意識づくりを学校全体で行なう。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自己の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、考えの相違があっても、互いを認め合いながら前向きに調整し、解決していける力や正しく判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることをふまえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にされたよくわかる授業づくりに努める。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみ・嫉妬などいじめにつながる感情を減らすために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍し他者の役に立っていると感じることでできる機会をつくり、児童の自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを行なう。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。さらに、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く保つとともに教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

2. 早期発見のための取組み

- (1) 学期に1回、定期的に児童アンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 期末懇談の期間に、定期的に教育相談を実施し、保護者からの声をもとにいじめの実態把握を行なう。
- (3) 日々の家庭と連携から児童の見守り支援を行ない早期発見に努める。
- (4) 相談窓口や保健室での「心と体の相談」など、相談体制について広く周知し、児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止め、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 日頃から、休み時間や放課後の児童の様子に目を配ったり、ノートを活用して交友関係や悩みを把握したり、家庭訪問を行うなどして児童の観察に努める。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ認知後における取組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりして、全教職員で事象の共有化を図る。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教職員や生活指導部長に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(生活指導特別委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、今後の方

針を伝えて教育委員会より指示を受ける。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡で済ませるのではなく、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生活指導特別委員会が中心となって対応する。状況に応じて、中学校区スクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うとともに、必ず複数の教職員で聴取するなどの配慮を行う。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に事実の経過を報告するとともに協力を求める。また、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて中学校区のスクールカウンセラーや羽曳野市子育て支援課の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を

持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、中学校区のスクールカウンセラーとも連携する。運動会や文化祭、遠足等は児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生活指導特別委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。

第5章 その他の特徴ある取組み

- (1) いじめ防止基本方針の周知について
学校ホームページ等で、いじめ防止基本方針について保護者に周知する。
- (2) いじめ防止基本方針の見直しについて
学校協議会等において、学校における現状報告を行うとともに、学校教育自己診断に基づき見直しの提案を行い、協議を行うものとする。